

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第1区分  
 【発行日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【公開番号】特開2017-122739(P2017-122739A)  
 【公開日】平成29年7月13日(2017.7.13)  
 【年通号数】公開・登録公報2017-026  
 【出願番号】特願2017-64058(P2017-64058)  
 【国際特許分類】

G 0 4 R 60/10 (2013.01)  
 H 0 1 L 31/042 (2014.01)  
 G 0 4 G 21/04 (2013.01)  
 G 0 4 G 17/06 (2006.01)  
 G 0 4 G 19/00 (2006.01)  
 G 0 4 C 9/00 (2006.01)  
 G 0 4 C 10/02 (2006.01)

【F I】

G 0 4 R 60/10  
 H 0 1 L 31/04 5 0 0  
 G 0 4 G 21/04  
 G 0 4 G 17/06  
 G 0 4 G 19/00 A  
 G 0 4 C 9/00 3 0 1 A  
 G 0 4 C 10/02 A

【手続補正書】  
 【提出日】平成29年6月28日(2017.6.28)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0009  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0009】

前記課題を解決するために、本発明に係る電子機器は、  
発電を行うパネルと、  
 前記パネルで発生した電力を蓄える二次電池と、  
 前記二次電池と電氣的に接続される回路基板と、  
 前記パネルの近傍に配置され、所定周波数の電波を受信するアンテナと、  
前記パネルからの発電電流に対する電気抵抗と前記アンテナが受信する電波に対する電  
気抵抗とが異なる回路素子と、  
 を備え、

前記回路基板は、前記パネルが電氣的に接続される第一の電極及び第二の電極を有し、  
 前記回路素子が、前記第一の電極側と前記第二の電極側との配線経路上にそれぞれ設けら  
れることを特徴とする。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

発電を行うパネルと、  
前記パネルで発生した電力を蓄える二次電池と、  
前記二次電池と電氣的に接続される回路基板と、  
前記パネルの近傍に配置され、所定周波数の電波を受信するアンテナと、  
前記パネルからの発電電流に対する電気抵抗と前記アンテナが受信する電波に対する電気抵抗とが異なる回路素子と、  
を備え、

前記回路基板は、前記パネルが電氣的に接続される第一の電極及び第二の電極を有し、前記回路素子が、前記第一の電極側と前記第二の電極側との配線経路上にそれぞれ設けられることを特徴とする電子機器。

## 【請求項 2】

前記第一の電極は正電極であり、前記第二の電極は負電極であることを特徴とする請求項 1 に記載の電子機器。

## 【請求項 3】

前記回路素子は、前記回路基板上、且つ前記パネルと前記二次電池とを電氣的に接続する配線経路上に配置されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の電子機器。

## 【請求項 4】

前記回路基板は、前記パネルが電氣的に直列接続されることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の電子機器。

## 【請求項 5】

前記回路素子は、前記パネルからの発電電流に対する電気抵抗としては低くなりつつ、前記アンテナが受信する電波に対する電気抵抗を高める素子であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の電子機器。

## 【請求項 6】

前記パネルと前記回路基板とを電氣的に接続する接続部材を備える 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の電子機器。

## 【請求項 7】

前記接続部材は、平面視において、前記パネルのうち、前記アンテナの中心と前記パネルの中心とを結ぶ線と直交しつつ前記パネルの中心を通る線を境界線として、前記アンテナが設けられる領域とは当該境界線を介して反対側の領域内に設けられることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の電子機器。

## 【請求項 8】

前記パネルは、光発電を行うソーラーパネルであることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の電子機器。

## 【請求項 9】

当該電子機器が時刻の表示を行う電子時計であることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の電子機器。